

# 平成26年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成26年3月5日(水)

東洋町議会

余 白

## 平成26年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成26年3月5日(水) 9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	光本 速雄 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	北川 晃彦 君
総務課長補佐	長崎 正仁 君
税務課長補佐	福原 良幸 君
産業建設課長補佐	小池 昭平 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	生松 克祐
事務局書記	築地 仲音

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君

## 平成26年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成26年3月5日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- [日程第4] 議案第3号 東洋町水防協議会条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第4号 東洋町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第5号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第7号 東洋町立学校基金条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第8号 東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第9号 東洋町公共物管理条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第10号 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて

- [日程第12] 議案第11号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第12号 平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第13号 平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第14号 平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第15号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第16号 平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第17号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第18号 平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第19号 平成26年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第20号 平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第21号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第22号 生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の請負金額の変更について

余 白

平成26年第1回東洋町議会定例会 平成26年3月5日 水曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成26年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例8件、補正予算3件、当初予算9件、工事請負契約変更1件の計21件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成25年1月から平成26年1月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。本日、平成26年第1回定例議会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

議会におかれましては、本年2月3日に新組織が発足して、初の定例会ということでございます。本町は継続して取組んでいかなければならない行政課題が山積しているところでございますが、緩やかな方針転換を図ってきたところであります。そして、行政組織の再構築につきましては、町内外に向けまして、一定の信頼を回復してきたのではないかと考えております。しかしながら、想定内とはいえ、3年間で訴訟対応が7件、現在は3件を継続している状況でもございます。お手元に配布してあると思いますが、甲浦支所跡地の貸付の件でございますが、昨日、棄却の判決が下りております。

本定例会には条例案8件、補正予算案3件、当初予算案9件、その他の議案1件、合計21件をご提案させていただきます。慎重なご審議と適切なご

決定をお願い申し上げます。

それでは提案理由のご説明の入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。海の駅営業再開についてでございます。再建、海の駅でございますが、昨年12月15日に無事落成式を迎え、本年1月12日に県幹部の方々にもご臨席を賜りまして、また、多くの町民の方々のご協力、ご参加によりまして、1年半ぶりに営業再開を致しました。1月12日から20日間の総売上げは、927万円、2月の28日間では、995万円、来客数はレストラン部門も併せまして、延べ2万1,451人となっております。従業員も不慣れな中、試行錯誤しながらも、一生懸命に取り組んでいただいております。2月は天候にも左右されておりますけれども、2カ月足らずの間ではございますが、概ね、順調に再開のスタートを切ったと思っておりますのでございます。現在の出店者登録者数は町内86名、町外46名となっております。単なる直販所に終わらせないために、出店者と従業員の自主的な創意工夫にも期待をしているところでございますが、産業振興計画では年間18万人の来客を目標値としておりますように、県のご支援、ご指導もいただきながら、営業活動範囲を拡大していきたい。また、各種イベントの開催や情報の発信機能を強化して参りたいと考えております。議会議員の皆様には再建計画時、同様に引き続き、長期的視点を念頭に置かれまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に南山メガソーラー事業についてでございます。南山の町有地に、平成24年9月から誘致計画を実施して参りました、メガソーラー事業でございますが、本年2月28日に、1.7メガの規模で四国電力に売電接続を致しております。企業間、また、町行政との日程調整上、昨日の3月4日となりましたが、落成となる神事を執り行ったところでございます。自然環境を生かした、再生可能エネルギーへの取組みを通しまして、町のイメージの転換を図っていきたいと考えて参りました。特に本町の場合、過去の一連の経過を踏まえ、遊休地の利活用という目的だけではなく、更に、本町有地取得時からの諸問題が、これまでの25年間、三代の町政にわたり、存在してきたということでございます。本施設の誘致は行政にとりましては、そこからの転換、決別という意味合いもあるわけでございます。海の駅の再建施設同様に、町再生のシンボルとしていかなければならないとの思いでございます。

次に四国8の字ネットワークの情勢についてでございます。四国8の字ネットワークのうち、東部自動車道は、一昨年3月には香南夜須、芸西西間3.9キロが開通し、昨年2月17日には香南やすインターと香南かがみインター間、2.9キロメートルが開通を致しました。そして、本年3月9日には香南の



いちインターまでの2.2キロメートルが開通する予定となっております。これで安芸市から高知医療センター間の所要時間は、1時間以内に短縮されることとなります。このように、県東部の四国8の字ネットワークの整備は年々、大きく進展を見せているところでございます。また、阿南安芸自動車道のうち、牟岐・野根間27キロ、野根・北川村安倉間、13キロが、昨年12月11日から計画段階評価が実施されているところでございます。野根から北川村間の493号線でございますが、防災上危険な箇所が115箇所もあるということでございます。今後とも近隣市町村と歩調を合わせ、命の道としての役割、防災・減災対策の強化のために、四国8の字ネットワークの国直轄事業による早期着手に向けて、一層の連携と積極的な要望活動を展開して参りたいと考えております。

次に平成26年度一般会計当初予算についてでございます。昨年度は総務省からの人件費削減要請によりまして、本町では人件費抑制分と致しまして、地方交付税が2,000万円程度、減額されて参りました。このような情勢により、地方交付税の減額幅の本町への影響額等を見極める必要もあったために、平成25年度の一般会計当初予算では普通建設事業の計上を控えまして、補正対応とすることとし、投資的経費としては、対前年度当初比44パーセントの減、一般会計の予算総額では11.4パーセント減の緊縮予算としてきたところでございます。新年度予算につきましても、地方交付税総額の削減が決定される中、厳しい予算編成となっておりますが、義務的経費の人件費につきましても、退職者の増加により、退職手当組合負担金が1,000万円程度、増加しております。普通建設事業の一部を、平成25年度予算の未消化事業として、新年度に組み替えた事案もございまして、一般会計での総額は対前年度比16.1パーセント増の予算としております。対前年度の緊縮予算から本年度は防災・減災対策上の予算を積極的に計上したために、投資的経費は、162.3パーセント増の予算となっております。県工事負担金につきましても、補助事業分は計上致しておりますが、県単独事業分については未計上としております。国の補正予算関係による消費税景気対策としてのがんばる地域交付金につきましても、算定額が現在、未確定のため、今後の補正予算の中で計上していく予定としております。本町を含めまして、本県の沿岸19市町村は全て、昨年、成立致しました南海トラフ巨大地震対策特別措置法に基づき、内閣府から津波避難対策特別強化地域に指定される予定となっております。この指定に基づきまして、防災対策の財政上、最も有利な方策を、県とも連携強化して取組んで参りたいと考えているところでございます。既に県からは白浜海岸での避難施設整備として、現在の人工地盤の

増設計画を町負担を求めず、3年間で取組むとの報告を受けておるところでございます。毎年のごときはございますけれども、本年度も財源不足を調整するために、基金繰入額を2億8,800万円、計上致しております。また、新政権発足後、地方での繰越予算が増加する情勢でございますので、発注予定時期の公表や進捗状況にも配慮した事務執行が求められていると考えるところでございます。今後とも国、県の動向に一層注意を払い、慎重な行財政運営に努めて参りますので、議員各位におかれましても、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上、本定例会での報告と致します。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第126条の規定により、3番、高島俊彦君、並びに4番、小松熙君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。  
高島議会運営委員長。

議会運営委員会委員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

皆様、おはようございます。平成26年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。2月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間とする。運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、6日から委員会審査、議案審査のため休会、12日に再開し、審議、採決のあとに一般質問を行う。ただし、工事請負契約変更の件については、本日、直ちに審議、採決する。なお、議案質疑は時間制とし、議案全体で1人1時間、答弁者も1時間とする。一般質問の通告期限は、7日金曜日午前9時まで、議案質疑の通告期限は、10日月曜日正午までとする。共謀罪の創設に関する陳情書、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書決議についての陳情書は総務教育民生常任委員会に、新たな知見で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書は産業建設常任委員会にそれぞれ付託する。以上のように決定致しました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月12日までの8日間と決定しました。

日程第3、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについての件から、日程第22、議案第21号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての20件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについてでございます。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は人事院の一般職の職員の給与に関する法律に基づく、人事院規則の一部改正及び高知県人事委員会より、平成25年10月15日付け、職員の給与等に関する勧告があり、その趣旨を考慮致しまして、55歳を超える職員の昇給及び給与構造改革における経過措置について、必要な改正をしようとするものであります。なお、内容につきましては、総務課長に説明させます。

議案第3号でございます。東洋町水防協議会条例の一部を改正することについて、東洋町水防協議会条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。

続きまして、議案第4号、東洋町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて、東洋町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。

続きまして、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定

に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございますが、議案第3号から議案第5号の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成25年6月に成立されたことに伴いまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。なお、内容につきましては、各課長より説明をさせます。

4ページでございます。議案第6号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございますが、今回の改正は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によりまして、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、東洋町民会館の設置及び管理に関する条例他、14の条例に規定する使用料等を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

議案第7号でございます。東洋町立学校基金条例の一部を改正することについてでございます。東洋町立学校基金条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は東洋町と四国森林管理局とで契約をしております、分収造林契約につきまして、存続期間等の変更により、契約内容に変更がありましたので、関係する東洋町立学校基金条例の一部を改正しようとするものであります。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

6ページでございます。議案第8号、東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正することについて、東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は道路法の一部を改正する法律、道路法施行令の一部を改正する政令が、平成25年11月20日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせま

す。

続きまして、議案第9号でございます。東洋町公共物管理条例の一部を改正することについて、東洋町公共物管理条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は議案第8号、東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正することに伴いまして、町道占用料と公共物使用料を一元化するため、東洋町公共物管理条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明をさせます。

8ページでございます。議案第10号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町一般会計補正予算第4号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2,104万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億5,122万7,000円とするものでございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費と致しまして、繰越明許費を定めております。また、債務負担行為及び地方債につきましても、補正計上をしております。歳入では地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄付金、諸収入を増額致しまして、繰入金、町債を減額しております。歳出では防災対策加速化基金への積立金、農業基盤整備促進事業、老朽住宅除却事業補助金、木造住宅耐震改修助成事業等を増額致しております。また、町議会議員選挙費、安芸広域市町村圏事務組合負担金、芸東衛生組合負担金、急傾斜地崩壊対策事業負担金、防災費、教育費などを減額致しております。なお、内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

続きまして、議案第11号でございます。平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ168万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,648万9,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金、繰入金を増額し、歳出では総務管理費を増額し、基金積立金を追加致しまして、予備費を減額しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長に説明をさせます。

10ページでございます。議案第12号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。今回の補正は地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費と致しまして、繰越明許費を定めるものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明させます。

続きまして、議案第13号でございます。平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町一般会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ25億5,896万7,000円と定めております。前年度と比較致しますと、3億5,518万6,000円、16.1パーセントの増となっております。また、地方債の借入限度額を2億7,750万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。平成26年度の予算の主な事業と致しましては、臨時福祉給付金給付事業、あったかふれあいセンター事業、高知県青年就農給付事業、産業振興推進総合支援事業、特用林産業新規就業者支援事業、緊急雇用創出臨時特例基金事業、森林環境保全事業でございます。新規漁業就業者支援事業、漁業生産基盤維持向上事業、種子島周辺漁業対策事業、空き家活用促進事業、道路橋梁補修改良事業、避難路の整備・避難場所誘導灯設置事業、防災備蓄倉庫新築事業、ふるさと創生英資金貸付事業などの事業を計上しております。なお、内容につきましては、総務課長に説明させます。

13ページでございます。議案第14号、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,692万1,000円と定めております。歳入では県支出金、諸収入を計上し、歳出では事業費、前年度繰上充用金などを計上致しております。なお、内容につきましては、住民課長に説明させます。

14ページでございます。議案第15号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を別案のとおり定

めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ6億1,430万9,000円と定めております。歳入では国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金、繰越金などを計上致しております。歳出では総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等拠出金、介護保険納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上致しております。なお、内容につきましては、住民課長に説明させます。

続きまして、議案第16号でございます。平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ4,885万4,000円と定めております。歳入では後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金、諸収入を計上致しております。歳出では総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金などを計上致しております。なお、内容につきましては、住民課長に説明させます。

16ページでございます。議案第17号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ5億511万3,000円と定めております。歳入では介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入などを計上致しております。歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などを計上致しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長に説明させます。

議案第18号でございます。平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1,919万9,000円と定めております。歳入ではサービス収入を計上し、歳出ではサービス事業費、公債費などを計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長に説明させます。

18ページでございます。議案第19号、平成26年度東洋町下水道事業特

別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町下水道事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,431万5,000円と定めております。また、地方債の借入限度額を2,510万円としております。歳入では分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上し、歳出では下水道費、公債費などを計上致しております。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明させます。

19ページでございます。議案第20号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,789万6,000円と定めております。また、地方債の借入限度額を2,380万円としております。歳入では事業収入、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債などを計上し、歳出では事業費、公債費などを計上致しております。新規事業と致しまして、大斗地区取水施設改良工事、甲浦配水池緊急遮断弁設置工事の費用を計上致しております。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明させます。

20ページでございます。議案第21号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ4,979万5,000円と定めております。歳入では観光施設事業収入、繰入金、県支出金を計上し、歳出では自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、海の駅事業などを計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長に説明させます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは、議案第2号から説明させていただきます。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、ご説明致します。



す。今回の改正は人事委員の一般職の職員の給与に関する法律に基づく、人事院規則の一部改正によりまして、高齢層職員の昇給抑制と、平成18年度の給与構造改革における経過措置額について改正がありました。また、高知県人事委員会の職員給与等に関する勧告もあり、それに基づきまして、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。議案関係資料と新旧対照表の1ページをお願いします。

(議案関係資料と新旧対照表に基づき説明)

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第3号、東洋町水防協議会条例の一部を改正することについて説明します。新旧対照表の3ページをお願いします。今回の改正は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律、第3次一括法の施行に伴い、水防法の改正によりまして、水防協議会の委員の定数は市町村が任意に定めることになりました。

(新旧対照表に基づき説明)

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

議長

(今宮 裕明議長)

藤村次長。

教育次長

(藤村 明美智教育次長)

私の方から、議案第4号、東洋町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについての件につきまして、ご説明します。議案関係資料3ページとですね、新旧対照条文4ページをご参照下さい。よろしいでしょうか。それでは条例の案を朗読してですね、説明に代えさせていただきます。

(議案関係資料と新旧対照表に基づき説明)

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上です。ご審議をよろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明致します。今回の改正は介護保険法の改正により、指定居宅介護支援、基準該当居宅介護支援に係る基準が、県の条例に委任されます。これに伴い、厚生労働省令の基準を引用していたものを、高知県条例に掲げる基準に置き換えるものでございます。変更箇所でございますが、議案関係資料の4ページと新旧対照表の5ページをお願い致します。

(議案関係資料と新旧対照表に基づき説明)

この条例は平成26年4月1日から施行する、ということになっております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

続きまして、議案第6号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明します。今回の改正は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によりまして、消費税及び地方消費税の税率が、平成26年4月1日より、5パーセントから8パーセントに、また、平成27年10月1日から10パーセントに引き上げることに伴いまして、関係する条例に規定する使用料等を改正しようとするものであります。改正の新旧対照表の6ページをお願いします。

(新旧対照表に基づき説明)

この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第7号の説明をします。東洋町立学校基金条例の一部を改正することについて説明をします。議案関係資料の19ページをお願いします。今回の改正は、昭和26年に東洋町野根小中学校部分林の契約が、旧野根町と旧高知営林局、また、昭和37年に甲浦小中学校部分林契約が、東洋町と旧高知営林局とで契約をしておりましたが、存続期間等の変更により、契約の内容に変更があり、分収造林契約の変更契約書が締結をされましたので、関係する東洋町立学校基金条例の一部を改正しようとするものであります。

(議案関係資料に基づき説明)

この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。場所につきま

しては、別表の位置図を参照をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

ここで休憩します。再開は10時25分。

(休憩時間:10時8分)

休憩。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時25分)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から議案第8号と第9号についてご説明を致します。まず、議案第8号ですが、東洋町町道占有料徴収条例の一部を改正する案についてご説明いたします。議案関係資料の20ページから22ページと別添で新旧対照表の後ろの方に付いております、A3資料で議案第8号の改正後と改正前の別表をご参照下さい。今回の改正は道路法の一部を改正する法律、道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、東洋町町道占有料徴収条例の一部を次のように改正するという事です。別表の改正後の2ページをお願い致します。

(改正文を朗読)

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するです。

続きまして、議案第9号東洋町公共物管理条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。議案関係資料の23ページと新旧対照資料最後の30ページをご参照下さい。今回の改正は、議案第8号、東洋町町道占有料徴収条例の改正に伴い、町道占有料と公共物使用料を一元化するため、東洋町公共物管理条例の一部を次のように改正する。

(改正文を朗読)

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するです。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

**総務課長** (光本 速雄総務課長)  
 それでは議案第10号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第4号について、説明をします。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ、2,104万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,122万7,000円としております。予算書の8ページをお願いします。  
 (予算書により説明)

**議長** (今宮 裕明議長)  
 蛭子包括支援センター事務局長。

**地域包括支援センター事務局長** (蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)  
 私の方から、議案第11号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、ご説明致します。今回の補正では歳入歳出それぞれ168万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,648万9,000円としております。補正の主な内容は介護報酬改定等に伴うシステム改修費の追加と、歳入では、それに伴う補助金繰入金を計上しております。予算書の8ページをお願い致します。  
 (予算書により説明)

**議長** (今宮 裕明議長)  
 伊吹産業建設課長。

**産業建設課長** (伊吹 真貴博産業建設課長)  
 議案第12号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明致します。今回の補正は、平成25年度名留川簡易水道施設基幹改良工事に伴い、施工期間中の通行規制や安全対策等について、地元との調整不足等が原因により、工期を延長したため、繰越をするものです。2ページをお願いします。  
 (予算書により説明)

**議長** (今宮 裕明議長)  
 光本総務課長。

**総務課長** (光本 速雄総務課長)

議案第13号、平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについて、ご説明をします。予算書の1ページをお願いします。平成26年度の当初予算の総額を対前年度3億5,118万6,000円増額しまして、25億5,896万7,000円と定めております。予算全体では対前年度比16.1パーセント増の予算となっております。地方債では地方自治法第230条第1項の規定により、起債の限度額を定めております。一時借入金では地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、借入限度額を5億円と定めております。9ページをお願いします。

(予算書により説明)

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)

それでは私の方から、議案第14号、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、説明をさせていただきます。これについては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,692万1,000円と定めるものです。それでは6ページ、歳入から説明をさせていただきます。

(予算書により説明)

議案第15号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計について、説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額を6億1,430万9,000円と定めるものです。8ページから説明させていただきます。

(予算書により説明)

議長 (今宮 裕明議長)

ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時30分とします。

(休憩時間:12時10分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時30分)

議案第15号、歳出から説明して下さい。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは15ページ、歳出から説明をさせていただきます。

(予算書により説明)

続いて、議案第16号、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。これについては、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ4,885万4,000円と定めるものです。それでは6ページ、お願いします。

(予算書により説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方から、議案第17号と18号を説明させていただきます。まず、議案第17号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明を致します。予算の総額は歳入歳出それぞれ5億511万3,000円を計上しております。予算書の8ページをお願い致します。

(予算書により説明)

続きまして、議案第18号、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明致します。この予算は社会福祉協議会に委託して実施している訪問介護事業、ホームヘルプサービス事業を26年度も引き続き、実施するための予算で、歳入歳出それぞれ1,919万9,000円を計上しております。予算書の6ページをお願い致します。

(予算書により説明)

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは私の方から、議案第19号から議案第21号までご説明を致します。まず、最初に議案第19号、平成26年度東洋町下水道事業特別会計予算について、ご説明を致します。歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,431万

5,000円としています。4ページをお願い致します。

(予算書により説明)

続きまして、議案第20号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明致します。歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,789万6,000円としています。4ページをお願い致します。

(予算書により説明)

続きまして、議案第21号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、ご説明致します。歳入歳出の総額をそれぞれ4,979万5,000円としています。6ページをお願い致します。

(予算書により説明)

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部、終わりました。

ここでお諮りします。議案第13号、平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第21号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまで9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第21号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:14時22分)

予算審査特別委員会名簿を配布。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時23分)

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配りま

した名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、3番、高島俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は名簿のとおり、選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は次の休憩中に、それぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出して下さい。

ここで5分間、休憩します。再開は、午後2時30分。

(休憩時間:14時25分)

予算審査特別委員会の正副委員長互選。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時30分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について、報告します。委員長、武山裕一君、副委員長、小松熙君、以上であります。

日程第23、議案第22号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の請負金額の変更についての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。議案第22号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の請負金額の変更についてでございます。工事請負契約を締結した生見地区防災避難タワー建設工事は、請負金額の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出でございます。提案理由でございます。平



成25年3月27日に議会の議決を得まして、工事請負契約を締結しておりますが、生見地区防災避難タワー建設工事でございますが、請負金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては、総務課長補佐に説明させます。

議長

(今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐

(北川 晃彦総務課長補佐)  
それでは、議案第22号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の請負金額の変更について、ご説明します。このタワーは生見地区の旧生見小学校跡地に建設をしております、防災避難タワーであります。請負業者は室戸市の有限会社川村総合建設でございます。請負金額7,854万円、工期は、平成26年3月25日となっております。今回の変更につきましては、タワーの基礎部分で、県の建築指導課と協議を行い、建物基礎と杭の接合部の強度を高めるため、基礎部分の形状の変更と鋼管杭から現場内コンクリート杭への工法変更、そして、杭の施工について、当初計画よりも約2メートルほど深くなったことによりまして工事費の増額であります。また、一部、外構工事と舗装工事につきましては、26年度に周辺進入路舗装工事を行うことから、一体に施行するために、減額をしております。これらのことにより、工事請負契約の変更が生じたので、今回契約金額の変更を行うものであります。変更の請負金額は、9,342万5,850円で、1,488万5,850円の増額となります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
提出者の説明が終わりました。  
これより、議案第22号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の請負金額の変更について、質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)  
1点お聞きしますけれども、この工事はもう既に完了しているんですね。いやごめん。言い方が悪い。杭打ちの深さが2メートル以上に打ち込んだと

いう工事は、もう既に杭は終わっていますね。ということはこれは、これから行うものについての増額でなくて、既にもう終わっているものに対する増額ということですか。以上、お聞きします。

議長 (今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐 (北川 晃彦総務課長補佐)  
杭につきましては、現在、施工は終わっております。それと、プラスアルファで、また、変更、今やっている部分がありますので、その細々した工事費についても精査して、請負金額に反映させております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
今、この増額分についての説明の中でね、結局、2メートル深さを打ち込んだと、そのことに、それが全てではないけれども、そのことの費用が大きかったんでしょ。そのことによって、増額しているのに、その工事は既に終わっているんですよ。これは専決ということになるんじゃないんですか、これは。今から事後で、事前に、議会の議決を得るということではなくて、もう既に終わっているものを専決でやっただと、自分たちが、それに対する事後審査、採決、結果ということになるのではないか。そのところをお聞きしたいと思えます。

議長 (今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補佐 (北川 晃彦総務課長補佐)  
今回の工事につきましては、現在、まだ工事中ですので、事前になるとは思いますが。(議席より、杭の部分は、もう既に終わっているとの発言あり。)

議長 (今宮 裕明議長)  
光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

確かに、その基礎部分については、工事は終わっておりますけれども、全体の総事業費の中では、まだ確定はしておりませんので、今回、精査をしまして、最終的な金額の変更で処理をさせてもらっております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

結局、私が言っているのは、その基礎部分について、我々は、じゃあそれを否とした場合にはどうなるんですか。ここでね。今、終わってない、これからかかるのであれば、それはかまんですけれども、説明を受けてから、我々もできる。もう既に終わっているんですから。その終わっているものに対して、金額等について、これでは駄目だということに、もし、万一、議会が否決したらどうなるんですか。そういうことを考えたら、ちょっとやっぱり、手続がおかしいと思う。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。(議席より、答弁をカチッともう1回。事前にそういうことをしておいて、あとから事後審査を求めるやり方はないんじゃないかとの発言あり。)答弁を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。全体の工事費がですね、終わっておりませんので、問題はないというふうに考えております。(議席より、終わっているんですからとの発言あり。)それ言よったらね、屋根の、この部分だけ終わってない、この分先やちよるからというふうな理屈が成り立ってくるわけです。ですから、全然、問題はないというふうに考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

こういうね、おかしいことをね、我々、議会は認めるわけにはいかない、これは。やはり筋を通してね、手順を踏んで、そして、そういうように、やはり工事の費用が増えていく、あるいはまた、その工事内容について、追加が出て、増えていく場合については、事前にやはり議会に諮って、その分の増額した予算の許可を、認可を求めていくと、そして、そこで議会が認定したら、それを進めていくと、こういうやり方でなければ、議会があんまりにも軽視されている。そう思います。そういう意味からも反対させていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の、(議席より、発言あり。)静粛に、静粛に願います。賛成者の討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。反対者の討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の請負金額の変更についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、6日から11日は休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、12日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。次の本会議は12日、午前9時から議会放送を致します。これにて議会放送を終了致します。

(散会時間:14時45分)